

香川県行政経営推進会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 県の行政経営について、有識者の意見を聴くため、香川県行政経営推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

(1) 県の行政経営に関する指針の策定及び実施に関すること

(2) その他行政経営の推進に関すること

（組織）

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、県の行政経営について見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（議長等）

第5条 推進会議に議長及び副議長を置き、知事が指名する。

2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

2 推進会議は、委員の半分以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第7条 推進会議の所掌する事務のうち、専門的事項を処理するため、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会に、部会長及び副部会長を置き、知事が指名する。

3 部会は、部会長が必要に応じて開催し、主宰する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、総務部人事課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。